

「甲賀地域ならではの」の 地域生活支援拠点等の整備

< 甲賀地域障害児・者地域自立支援協議会 >



にしやえん



ぼんぼごちゃん

甲賀市



湖南市

甲賀地域(湖南省・甲賀市)の概況

湖南省・甲賀市2市からなる人口約15万人の福祉圏域である。

近江学園をはじめ障害児・者の援護に関しては50年を超える歴史を持つ児童・成人の入所施設があり、また昭和30年代より信楽では「民間下宿」が運用され障害のある人が「地域で働き暮らす」取り組みが進められてきた。これら知的障害児・者に対する援護に先駆的に取り組んできた地域である。

平成に入ってからには圏域の関係機関で構成する「ふれあい甲賀をみんなで進める会」を軸に就労支援や余暇支援などの取り組みを進めてきた。

平成7年に信楽青年寮がコーディネーター事業を受託したことから「甲賀郡サービス調整会議」を設置して、圏域の課題を関係機関全体で協議する場を設け「一人の不安を一人だけの不安にしない」地域づくりに着手した。

また平成6年より信楽青年寮が私的契約による「レスパイトサービス」を開始し、「必要な時、必要なサービスを」届けはじめた。

平成7年には甲賀郡7町で「心身障害児・者ホームヘルプサービス」の運用(委託先は信楽青年寮)を始め、公的な在宅サービスを始める。

さらに平成8年には全国に先駆けて「24時間対応型在宅福祉サービスモデル事業」の委託を滋賀県及び甲賀郡7町より受けて、ホームヘルプサービス事業とデイサービス、相談支援事業を総合的に提供する拠点「オープンスペースれがーと」を設置し総合的な地域生活支援を開始。

以後、県の福祉計画に基づき地域特性を活かした生活支援センターが県内全域(7福祉圏域)に設置される。

甲賀地域における地域生活支援拠点等の整備プロセスについて

- 平成27年度に甲賀市・湖南省で策定された第4期障がい者福祉計画に「地域生活支援等拠点の整備」が謳われたが、具体的な取り組みに至らなかった。30年度からの第5期障がい者福祉計画において再度3年後を目途に整備計画を策定することになった。
- これを受けて30年8月に開催した自立支援協議会定例会議で部会長で構成するプロジェクト会議の設置を提案し承認を受ける。
- 30年11月よりプロジェクト会議を月1回の予定で開催する。
- 31年上半期を目途に「甲賀ならではの地域生活支援拠点等の整備」計画を取りまとめ、32年度に具体的な事業運用を目指す。
- 32年度は実施事業の状況の報告～検証を行い、必要な見直しなどもプロジェクト会議を核に行っていく予定。

甲賀地域の生活支援の概況

平成8年、滋賀県が総合的な地域生活支援を行う「拠点」として甲賀エリアに市町村と共同で「障害者生活支援センター」(初年度はモデル事業)を設置。

「甲賀郡障害者生活支援センター」は

相談とサービスの一体的な提供拠点として位置づける。

24時間対応型ホームヘルプサービス(本人支援+家族支援)

デイサービス(重度障害のある人の日中活動の保障)

ナイトケア(夜間の一時預かりと宿泊受け止め)

相談支援事業(コーディネーターの配置)

当時、短期入所が使いづらい(緊急時に機能しにくい)ため、生活支援センターに「ナイトケア」を位置づけて短期入所を補う仕組みとした。

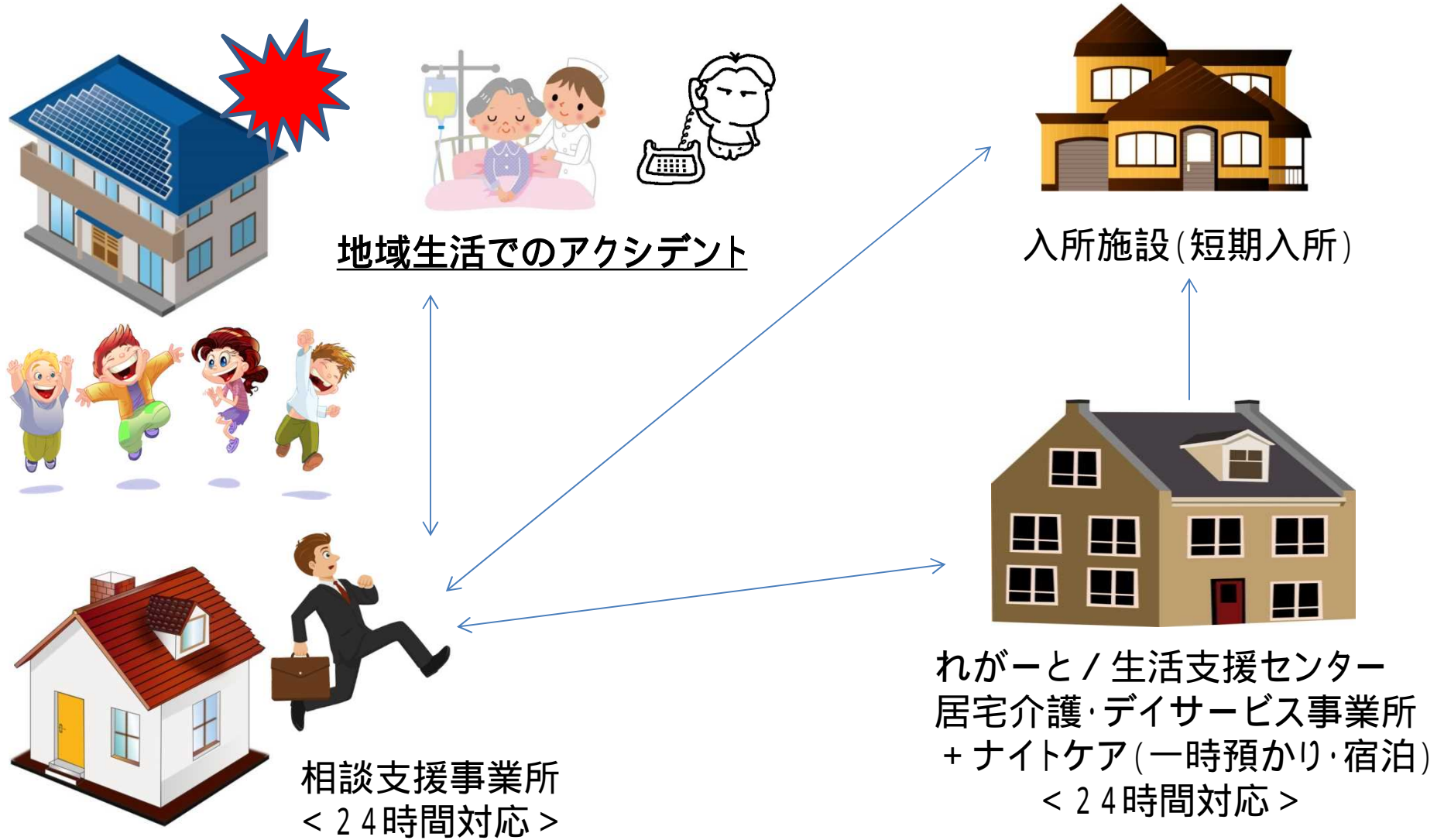
この事業拠点(れがーと)の設置により、甲賀圏域の在宅支援マネジメントは、

1. 時間単位のニーズはヘルパーの派遣
2. 宿泊を伴うニーズは短期入所
3. 緊急時の対応・短期入所が使えない場合は、ナイトケア事業
4. マネジメントは相談支援事業所が行う。

というスキームで動いている。

甲賀地域の事業スキームイメージ図(面的整備)

ワンストップで地域生活で起きたアクシデント(本人の怪我や介護者の急病など)に相談対応ができ、直ぐに対応できるヘルパーや一時預かりができる拠点(センター)を整備。



甲賀のケアシステムの評価と課題

< 評価 >

1. 圏域に多くの入所施設があり短期入所の定員枠も一定数確保されている。
2. 短期入所を補う「セイフティーネット事業」が県・市で担保されている。
3. 圏域5箇所の委託相談支援事業所が緊急時を含むマネジメントを担っている。
日常的な地域生活に対する危機介入については「面的な」ケアシステムにより担保されていると評価できる。

< 課題 >

1. 「生活支援センター」によるケアシステムは主に児童及び知的障害の人を対象としてきた。
2. 主たる介護者の死去や長期に渡る入院などにより当事者が一人暮らし状態になった場合、地域生活を継続できる24時間の支援体制を長期に渡って保障できない。
3. 拠点に求められること
3障害に対応したシステムを確立する必要がある。
既存の障害福祉サービス(ヘルパーなど)の利用が難しい発達障害のある人に対して機能できるしくみが必要。
新たな暮らしのマネジメント(グループホームなどの受け皿)については資源不足感がある。
災害時等における属性にとらわれない支援体制の構築が必要。
拠点を機能させるために必要な(24時間対応/緊急時の受け入れを支える)人材の確保と育成が必要。

「甲賀地域ならではの地域生活支援拠点等整備」に 求められる必要な機能の具体的な内容について(案)

障害児・知的障害に対応してきたケアシステムを3障害に対応できる仕組みにブラッシュアップすると同時に、特性に対応したグループホームや支援付き住宅への移行支援が行える仕組みを構築。

